

虐待防止のための指針

(はじめに)

居宅介護管理指導及び特定福祉用具販売を除くすべての介護サービス事業者に、虐待の発生またはその再発を防止するための措置(虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が義務付けられ、これが講じられていない場合に、「高齢者虐待防止措置未実施減算」として所定の単位数の100分の1を減算することとされた。

1. 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当事業所は「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者における支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、すべての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

2. 虐待の定義

本指針における虐待とは、下記をいうものであり、これらの発生を予防する。

- (1) 身体的虐待: 暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄、放任(ネグレクト): 意図的であるか結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待: 脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 経済的虐待: 利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止委員会その他組織に関する事項

虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止担当者を配置し担当者を中心として職員全員で取り組む。

(1) 役割

- ア、虐待防止のための指針等の整備
- イ、虐待防止を目的とした年 1 回以上の職員研修の企画、推進
- ウ、虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- エ、虐待が発生した場合の対応
- オ、虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 虐待の発生または発生が疑われる場合にはその都度は職員全体での話し合いを開催する。またその内容を記録する

4. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本指針

- ア、虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上、及び職員採用時に実施する。
- イ、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ウ、研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

- ア、虐待等が発生または疑われる場合には、直ちに管理者または担当者により事実確認を行う。
- イ、虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合には行政機関及び警察棟の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ウ、虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処をする。
- エ、虐待が発生した原因と再発防止策を職員全員で討議する。

6. 虐待等が発生した場合の相談窓口

- ア、利用者または家族等から虐待の通報を受けた場合には本指針に従って対応する。相談窓口は管理者、または担当者とする。
- イ、居宅内等における虐待は、外部からは把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日ごろから虐待の早期発見に努めるとともに、虐待対策担当者は職員に対して早期発見に努めるよう促す。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- ア、虐待等の苦情相談は、受けつけた内容を管理者に報告する。
- イ、苦情相談窓口で受け付けた内容は個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- ウ、対応の結果は相談者に報告する。

8. 成年後見人制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等との連携の上、成年後見人制度の利用を支援する。

9. その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための職員研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すようにする。

本指針は令和 8 年 5 月 1 日より施行する。

たまご訪問看護ステーション